

令和5年12月26日
令和5年度第4回茨城県地域医療対策協議会資料

資料4

医師の働き方改革に係る 特定労務管理対象機関（C-1水準）の指定について

茨城県保健医療部医療局医療人材課

1. 特定労務管理対象機関の指定（概要）について

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（指定取得は不要）	960時間以内
特例水準	連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1860時間以内 （各院では960時間以内）
	B水準	救急医療等の政策医療を行うため	1860時間以内
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1860時間以内
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1860時間以内

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

◆ 医療機関

- ・ 勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成（新医療法113条第2項）
- ・ 健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等（新医療法第107条）

◆ 都道府県

- ・ 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定（新医療法113条第1項）
- ・ 指定にあたっては、医療審議会の意見を聴取（新医療法第113条第5項、県要項第5条第1項）
- ・ **ただし、C-1水準の指定にあたっては、医療審議会に先立って地域医療対策協議会の意見を聴取しなければならない**（医師の労働時間短縮等に関する指針第3の2、県要項第5条第1項）

2. 医療機関における特定労務管理対象機関指定までのスケジュール

令和5年6月12日まで 6月末まで	C-2水準に係る関連審査受審の申請 医師の労働時間短縮計画の作成 医療機関勤務環境評価センター（国）への評価受審申請
7月～10月末 (申請受付後) 12月26日	県へ特定労務管理対象機関の指定の申請 ※評価センターの評価結果通知を添付のうえ申請 【県】 審査 【県】 指定について地域医療対策協議会、 医療審議会での意見聴取
令和6年1月～2月 3月末まで	【県】 特定労務管理対象機関の指定及び公示 特例水準適用医師に関する36協定の締結

3. 本県における申請状況

4 医療機関

【内 訳】

B水準 : 4 医療機関

連携B水準 : 2 医療機関

C-1水準 : 2 医療機関

	医療機関名	申請特例水準
1	筑波メディカルセンター病院	B水準、C-1水準
2	東京医科大学茨城医療センター	B水準、連携B水準
3	筑波大学附属病院	B水準、連携B水準
4	総合病院土浦協同病院	B水準、C-1水準

4. 医療機関勤務環境評価センターの評価について①

特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、茨城県へ指定申請を行う前に、国が指定した第三者機関である「医療機関勤務環境評価センター」（受託者：日本医師会）で、医療機関に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況、その他厚生労働省令で定める事項について評価を受ける必要がある。

(1) 全体評価の考え方

評価項目は全88項目で、次の3つのカテゴリで構成（うち、12項目は初回審査対象外）

評価項目				達成状況	
1	労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須18項目）				全て満たす ※必須項目で改善が必要な場合は評価保留
	4	追加的健康確保措置の体制を整備するために、勤務間インターバルと代償休息に関するルールをいずれも定めている	20	評価を受ける医療機関における労働（滞在）時間を把握する仕組みがある	
	6	就業規則、賃金規程を作成し、定期的に見直しを行い、変更を行った際には周知されている	22	副業・兼業先の労働時間の実績を、少なくとも月に1回は、申告等に基づき把握する仕組みがある	
	7	就業規則、賃金規程をいつでも医師が確認することができる	25	勤務間インターバルの確保を実施できず、代償休息の付与の対象となる医師及び時間数を少なくとも月1回は把握する仕組みがある	
	9	常勤・非常勤医師に対し、雇用契約を医師個人と締結し、雇用契約書又は労働条件通知書を書面で交付している	30	労働安全衛生法に基づき産業医が選任されている	
	10	常勤・非常勤医師に対し、入職時に、就業規則、賃金規程や労働時間の管理方法に関して、医師本人へ周知している	31	医師に対する面接指導の実施体制が整備されている	
	11	宿日直許可の有無による労働時間の取扱い（「宿日直許可のある宿直・日直」と「宿日直許可のない宿直・日直」）を区別して管理している	35	月の時間外・休日労働が100時間以上になる面接指導対象医師を月単位で把握する仕組みがある	
	12	36協定では実態に即した時間外・休日労働時間数を締結し、届け出ている	42	月の時間外・休日労働が155時間を超えた医師を月単位で把握する仕組みがある	
	14	36協定の締結当事者となる過半数代表者が適切な選出プロセスを経て選出されている	44	衛生委員会が法令で定められた頻度・内容で開催されている	
	16	医師を含む関係者が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成している	46	医師に対する健康診断の実施率	
2 1	1以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況【評価時点における取組状況】 主な評価項目 3 医師の自己研鑽の労働時間該当性のルールを定めている 8 育児・介護休業に関する規程を作成している 等			十分 改善の 必要あり	
2 2	1以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況【今後の取組予定】 主な評価項目 73 ICTを活用した医師の労働時間短縮や業務効率化の取組を検討 等			十分 見直しの 必要あり	
3	労働時間の実績 ※特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討 主な評価項目 79 B水準、連携B水準及びC水準適用医師の年間平均時間外・休日労働時間数 82 年間の時間外・休日労働が1860時間超の医師の人数・割合・属性 等			改善している 改善していない	

4. 医療機関勤務環境評価センターの評価について②

- 労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須18項目）を全て満たした医療機関に対し、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況、労働時間の実績を踏まえて全体評価を実施
- 全体評価は、評価項目（前頁基準）の達成状況に応じて4段階で実施

評価結果（定型文）

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

4. 医療機関勤務環境評価センターの評価について③

(2) 申請医療機関に係る評価結果

医療機関名	全体評価	指摘事項・助言等	評価項目(76項目)の達成状況 ※全88項目あるが、うち12項目は初回 審査対象外	
			達成している又は 改善している	未達成又は 改善していない
筑波メディカルセンター病院	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組や仕組化がなされている。改善が必要な項目が一部あり、これまでの自主的な対策を踏まえて進めること。	74/76	2/76
東京医科大学 茨城医療センター	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	労働時間管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の労働時間管理やタスク・シフト/シェアがなされている。労働時間短縮は進んでいるが、引き続き改善に向けた取組が望まれる。	70/76	6/76
筑波大学附属病院	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	労働時間管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組が十分になされている。さらなる改善に向けた取組が望まれる。	74/76	2/76
総合病院土浦協同病院	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画から今後の取組の改善が見込まれる	労働時間管理体制の整備は行われているが、労働時間短縮に向けて取り組むことが必要である。自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。	58/76	18/76
	県による支援方針	労働時間短縮に向けた自主的な取組状況を確認し、医療勤務環境改善支援センターを通じて必要な支援を行っていく。		

※ 4 医療機関いずれも必須項目を達成しており、評価センターの評価を満たしている

※未達成項目における医療機関ごとの今後の対応方針は別紙一覧表のとおり

5. 特定労務管理対象機関の指定について①

(1) 指定の要件

◆各水準（B、連携B、C-1、C-2水準）共通

指定要件（各水準共通事項）	根拠 ・新医療法 ・茨城県特定労務管理対象機関指定要件（以下、「県要項」）
都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。	新医療法第113条第3項 県要項第4条
<p>提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること及び以下要件※を満たすものであること。 ※次に掲げる事項全てが記載されていること。</p> <p>1 ア 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ その他、当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>	新医療法第113条第3項第1号 県要項第4条第1項
2 医療法の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号 県要項第4条第2項
3 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号 県要項第4条第31項

5. 特定労務管理対象機関の指定について②

◆ 連携B水準

指定医療機関	確認要件	根拠
病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務	医師派遣の実施に関する資料により確認(派遣先一覧、医師に対する副業・兼業許可書)	新医療法118条 県要項第2条第2項

◆ C-1水準

指定医療機関	確認要件	根拠
ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務	知事により認定された臨床研修プログラム(「研修医療機関における時間外・休日労働時間想定最大時間数」が記載されたもの)	新医療法119条 県要項第2条第3項
イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務	日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラム(日本専門医機構システムに「労働時間・水準」が入力されたもの)	

◆ C-2水準

指定医療機関	確認要件	根拠
特定分野(医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療	C-2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに、十分な教育研修環境を有している医療機関(厚生労働省審査組織による審査結果の通知書、該当者の技能研修計画)	新医療法119条 県要項第2条第4項

5. 特定労務管理対象機関の指定について③

(2) 指定要件の確認

◆ 共通項目

医療機関名	(1)時短計画案が当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであり、記載要件を満たすものであること	(2)医療法の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	(3)労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと
筑波メディカルセンター病院	○	○	○
東京医科大学 茨城医療センター	○	○	○
筑波大学附属病院	○	○	○
総合病院土浦協同病院	○	○	○

5. 特定労務管理対象機関の指定について④

◆ C-1 水準

1 筑波メディカルセンター病院

指定に係る業務 (診療科)	対象の専門研修プログラム/ カリキュラム	要件 の 適合	プログラムの内容・労働時間等			
			2024年 度定員	種別	時間外・休日 労働最大想定 時間（年間）	おおよその 当直・日直回数 （月あたり）
イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務 (循環器内科、心臓血管外科)	筑波メディカルセンター病院 内科専門研修プログラム	○	3名	基幹型	1500時間	3-4回
	筑波大学 新外科専門医研修プログラム	○	20名	基幹 以外	1800時間	5回

2 総合病院土浦協同病院

指定に係る業務 (診療科)	対象の臨床研修プログラム または 専門研修プログラム／カリキュラム	要件 の 適合	プログラムの内容・労働時間等			
			2024年 度定員	種別	時間外・休日 労働最大想定 時間（年間）	おおよその 当直・日直回数 （月あたり）
ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務	総合病院土浦協同病院 臨床研修プログラム	○	15名	基幹型	1860時間	約4回
イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務 (循環器内科、脳神経外科)	総合病院土浦協同病院 内科専門研修プログラム	○	7名	基幹型	960時間超 1860時間未満	1-2回
	総合病院土浦協同病院 脳神経外科専門研修プログラム	○	3名	基幹型	1200時間	2-3回

※2医療機関いずれも確認要件を満たしている

5. 特定労務管理対象機関の指定について⑤

(3) 確認結果

医療機関名	各水準共通要件	B水準要件	連携B水準要件	C-1水準	評価センターの評価	評価結果
筑波メディカルセンター病院	満たしている	満たしている	-	満たしている	○	医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であると考えられ、時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められる
東京医科大学茨城医療センター	満たしている	満たしている	満たしている	-	○	
筑波大学附属病院	満たしている	満たしている	満たしている	-	○	
総合病院 土浦協同病院	満たしている	満たしている	-	満たしている	○	



以上のことから、申請医療機関を特定労務管理対象機関として指定することとしたい

※B、連携B水準は2035年度末までの暫定的措置であり、C水準も将来に向けて縮減方向

特定労務管理対象機関指定の有効期間は3年としており、評価センターも3年に1回受審する必要がある
(新医療法第115条第1項)